

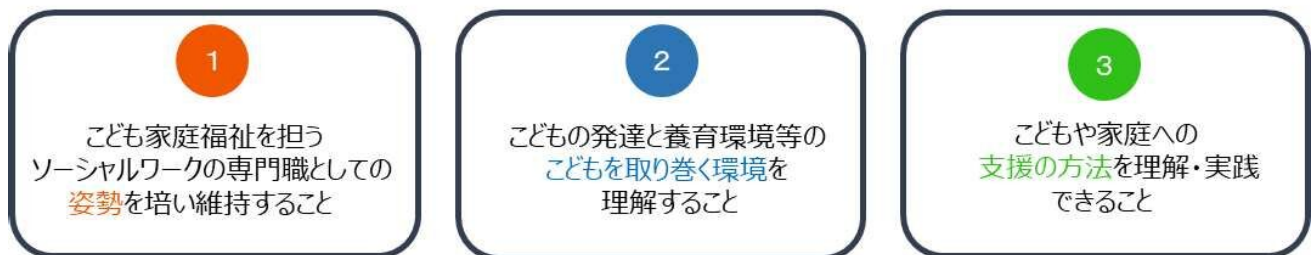
1 こども家庭ソーシャルワーカーについて

(1) こども家庭ソーシャルワーカーとは

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の様々な場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとしても位置付けられています。

こども家庭ソーシャルワーカーは2024年度から始まる新しい資格なので、活躍の場はこれから広がっていきます。こどもや家庭、暮らしのそばにあるあらゆる場での活躍が期待されています。

こども家庭ソーシャルワーカーの専門性の柱



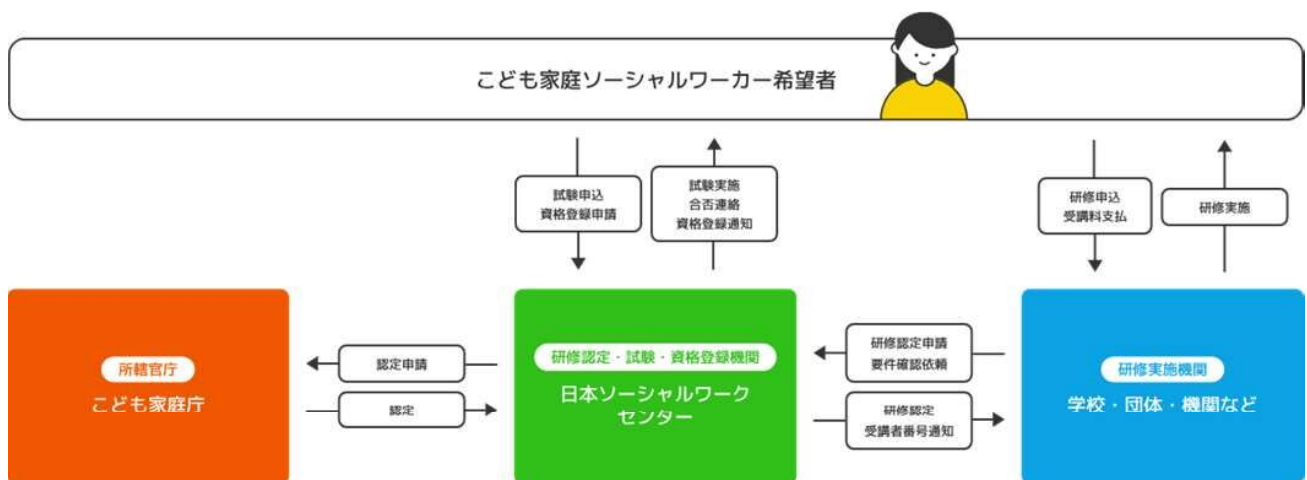
(2) 育成のしくみ

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭庁が管轄している認定資格です。

一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが研修認定・試験・資格登録機関として、資格認定試験の実施や研修の認定、資格の登録などを行います。

研修実施機関は、当センターに指定研修等の認定申請を行い、その認定を受けて指定研修等を実施します。

こども家庭ソーシャルワーカーの取得希望者は、受講したい研修を選択し、研修実施機関に受講申込を行います。また、所定の研修を修了したのち、センターが行う資格認定試験を受験します。試験に合格したら、センターに資格の登録を行います。



2 資格の取得ルートと受講要件

(1) 資格取得の流れ

資格取得のルートは、第1号から第4号までの4つです。それぞれのルートによって、所持している資格、児童福祉に係る相談援助実務経験、機関種別や職種、経験年数等が定められています。

各ルートで定められた研修を修了した後、資格認定試験に合格し、資格登録を経て、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格が取得できます。

各ルートの研修の受講要件等の詳細は、次ページ以降をご参照ください。

資格取得までの流れ



【資格ルートを確認するときのポイント】

- ※1 「主として児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方や期間の算定方法
- ※2 「児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方
- ※3 「保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設」および「4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務」の範囲